

無症状者に係る検査の受検要請について

本県において、新型コロナウイルスの感染が急激に拡大していることを踏まえ、新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づき、感染の不安を感じる方は、次のとおり検査を受けることを要請します。

令和4年7月15日
(令和4年7月16日適用)

山梨県知事 長崎 幸太郎

1 検査の対象等

(1) 対象地域 山梨県全域

(2) 対象者 発熱等の症状がない方で、感染の不安を感じる方(山梨県在住者。ワクチン接種の有無を問わない。)

※発熱等の症状がある方は本要請の対象外となるため、医療機関の受診または山梨県新型コロナウイルス感染症受診・相談センターへのご連絡をお願いします。

(3) 検査回数 週1回まで

(4) 費用 無料

2 検査の実施期間

令和4年7月16日(土)から令和4年8月31日(水)まで

※期間は今後の感染状況に応じて変更する可能性があります。

3 検査の種類

抗原定性検査

4 検査の実施場所

県が実施事業者として登録した薬局(詳細は県ホームページ※にて公開)

※ <https://www.pref.yamanashi.jp/koucho/coronavirus/muryoukensa.html>

(参考)

検査の実施場所の登録状況等(7月15日現在)

- ・県内86カ所の薬局について登録済み
募集は継続していくため、随時追加する予定
- ・各薬局での準備が整い次第、順次検査受付を開始